

政令第 号

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十六年十二月二十四日とする。

理由

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。